

持続化給付金の不正受給の勧誘に乗らないで！！

給付金の不正受給は犯罪です



簡単にお金がもらえるという言葉にだまされては
絶対にダメです！！

持続化給付金とは

本年5月1日から、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した事業者に対して給付されるもので、営業自粛などにより特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧とするため、事業全般に広く使える給付金。

この制度を悪用した不正受給事案が発生しており、**逮捕者も出ています。**

「簡単な書類を記載すれば、すぐにお金がもらえます。」などという甘言にはだまされないように注意しましょう。

持続化給付金を管轄する経済産業省は不正受給に関する調査を開始しています。

問合せ 警察本部生活安全企画課犯罪抑止対策係 ☎022-221-7171(代表)
または県内各警察署生活安全課

～迷惑電話防止機能が付いた電話機などを活用しましょう！～